

議員提出第十三号議案

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大が、子ども、保護者、学校現場に大きな混乱をもたらしている。休業要請による収入の減少などが、家計、子どもに及ぼす影響は計り知れない。学校現場は、終息の見通せない新型コロナウイルスに対し、対策を取りながら子どもたちのために日々奮闘している。

二〇一九年に改正された「子どもの貧困対策法」では、「子どもの『将来』だけでなく『現在』に向けた対策であること」、「子どもの権利条約の精神に則り推進すること」等、目的・理念を充実させており、あわせて「貧困対策計画」の策定が市町村の努力義務とされた。日本では七人に一人の子どもが貧困状態にあり、経済格差が教育格差を生み出しており、子どもたちのゆたかな学びのためには教育予算の拡充が必要である。

本県においては、厳しい財政状況の中、独自財源による小学校一・二年生、中学校一年生の三十人以下学級の定数措置が行われているが、義務教育は自治体間・地域間によって格差が生じないよう、子ども一人ひとりに対するきめ細かな教育の充実が求められており、そのための教職員定数の改善を図っていくことが必要である。

全国どこに住んでも一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く要請する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和二年七月一日

大分県議会議長 麻 生 栄 作

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	高市早苗殿
文部科学大臣	萩生田光一殿